

## (株)アイ・エス・エス「次世代育成支援対策推進法」及び 「一般事業主行動計画」

全ての社員が、仕事と家庭を両立しながら業務を遂行できる雇用環境の整備を進め、効率をよくしてオンオフをはっきりさせて、社員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

2021年3月1日～2026年2月28日までの5年間

### 2. 内容

<目標1> 全ての事業所にて、有給休暇の取得日数を6日/年以上にし取得率を向上させる。

現状 各事業所別の有休取得率が年40%以下の工程が3工程あり部署にてバラツキが大きい。  
個人別では年度末に指示しないと5日の取得をされない社員がいる。

対応策 ①2021年4月～ 事業所毎の計画有休の管理を徹底する。  
②2022年4月～ 有給取得率をすべての事業所で40%以上にする。

<目標2> 所定外労働時間の削減を推進する。

現状 業務内容により時間外が月60時間を超過する月がある。

対応策 ①2021年4月～ 特別条項の上限80時間/月以下を60時間/月以下にし管理する。  
社内通信等による社員への周知  
所定外労働の原因の分析を行う  
②2022年4月～ 交代勤務など、シフトの見直しを進める。  
採用計画を明確にし、プロパー社員の採用を進める。